

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 29 年 5 月 8 日(水)午前 9 時 00 分から午前 10 時 15 分

2. 開催場所 役場 1 階第 2 会議室

3. 出席委員(14 人)

会長	1 番 有賀 勝英
会長職務代理者	2 番 宮原 光平
委員	3 番 原 美子
	4 番 宮澤 依子
	5 番 中村 良治
	6 番 小島 敏雄
	7 番 新村 幸子
推進委員	中村 脩司
	小澤 清之
	中條 清春
	栗林 秀樹
	福島 正一郎
	漆戸 裕司
	古村 孝

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

議案第3号 非農地の承認について

報告事項

(1) 専決事項について

4 月許可決定の 4 条 1 件、5 条 2 件については、長野県農業会議から 4 月 14 日付けで許可相当の意見答申があったので、許可指令書を交付した。

(2) 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出

6. その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 役場産業振興課長 一ノ瀬 敏樹
事務局次長 役場産業振興課補佐兼農政係長 中畑 充夫
書記 役場産業振興課農政係係員 横内 優子

8. 会議の概要

(開会)

<宮原職務代理>

あらためましておはようございます。今年桜が10日ほど遅れて咲いたということですが、ここにきて暖かい日が続いて、農作業のほうも忙しくなっております。農業新聞の1面の下に川柳が載せてあって、4/17の新聞にこんな俳句がありました。「農を継ぐ長兄だけが医者知らず」百姓の朝早くおきて、体を動かして、おいしい野菜を食べて、家をとっている長男が達者だというほのぼのとした百姓の良いところを切り取ったものだと感じるわけであります。5月の農業委員総会を開会いたします。よろしくおねがいします。

(会長あいさつ)

<有賀会長>

どうもおはようございます。お忙しいなかありがとうございます。小野の御柱も終わりました、いよいよ農繁期に入りましたけれど、今日もいろいろ協議事項ございますので手短によろしく願います。

(議事録署名委員の指名)

<有賀会長>

5番の中村委員さんと6番の小島委員さん、よろしく願います。

(議事)

<有賀会長>

それでは議事に入ります。事務局願います。

【議案第1号、3条の規定による許可について、1番朗読】

<中畑事務局次長>

1 番、所有権の移転でございます。地図は1枚目の表をご覧ください。宮木の案件でございます。辰野町中央・・・番地にお住まいの A さん所有の、中央・・・番、地目は田、面積 267 m²を、辰野町中央・・・番地にお住まいの B さんが取得するものです。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。農地取得後の農業経営面積は 21 ไร่で下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、宮原職務代理、原委員から意見書をいただいております。

<宮原職務代理>

それではご報告をいたします。4月16日に原委員と私が立会いたしました。地図の黒塗りの所の横は昨年度こと1枚の田んぼを宅地化して、もう家が建っているところであります。現在この土地は田んぼになっていて、そこを譲り受けるということでありまして、特に問題ないと判断いたしました。よろしくご協議のほどお願いします。

<有賀会長>

この件について何かご質問がございましたら、よろしいですかね。では挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～6番朗読】

<中畑事務局次長>

1 番、所有権の移転でございます。地図は1枚目の裏をご覧ください。澤底の案件でございます。辰野町大字澤底・・・番地にお住まいの A さん所有の、大字澤底・・・番、地目は畑、面積 72 m²を、辰野町大字澤底・・・番地の B さんが取得し、消防器具置き場を新築するための申請でございます。

現在の屯所の老朽化に伴い、現屯所の借地を所有者へ返還し、申請地を取得して消防器具置き場(屯所)を移転したい計画であります。

申請地は宅地および山林に囲まれた 10ha 未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりのない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、位置的代替性がなく許可はやむをえないと判断いたします。こちらは農振農用地でありましたが、平成29年3月9日付で農振除外の公告が済んでおります。この件につきましては、古村推進委、小島委員から意見をいただいております。

<有賀会長>

それではお願いします。

<古村推進委員>

それでは説明いたします。平成28年8月27日ですが現地確認をしております。ここは圃場整備が終わっておりまして、境界杭等はきちんと入っておりまして、すぐ横に側溝もありまして排水も問題ないと思います。あとは裏の田んぼなんですけど、日当たりも稲を作るうえでは問題ないと考えております。以上審議の程お願いいたします。

<有賀会長>

ありがとうございました。これに関して何かご質問ありますか。なければ挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは2番目お願いします。

<中畑事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は2枚目の表をご覧ください。赤羽の案件であります。辰野町大字赤羽・・・番地にお住まいのCさん所有の、大字赤羽・・・番、地目は田、面積321㎡を、箕輪町大字中箕輪・・・番地にお住まいのDさんが取得し、住宅を新築するための申請であります。

譲り受け人は現在町外のアパートに生活しておりますが、手狭なため申請地を取得し住宅を新築したい計画であります。

申請地は宅地に囲まれた10ha未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりのない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、位置的代替性がなく許可はやむをえないと判断いたします。この件につきましては、漆戸推進委員、小島委員から意見書をいただいております。

<有賀会長>

それでは漆戸さんお願いします。

<漆戸推進委員>

報告します。4月14日に小島委員と行政書士の方と3人で現地を確認してきました。内容は先ほどの説明とおりです。現地は地籍調査の実施地区でございまして、境界杭が確認できました。町道から私道にわたって申請地に接しており上下水道は組まれておりました。特に問題はないということです。ご審議をよろしく申し上げます。

<有賀会長>

この件について何かご質問ございましたら、よろしいですか？よろしければ挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

<中畑事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。地図は2枚目の裏をご覧ください。宮木の案件でございます。辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいのEさんが所有いたします、大字伊那富・・・番、地目は畑、面積482㎡を、静岡県焼津市東小川6丁目・・・番地にお住まいのFさんが取得し、太陽光発電施設を新設するための申請でございます。

譲渡人はかねてより農業経営を縮小したいと考えておりました。譲渡人は申請地を取得、太陽光パネル112枚を設置し売電を行う計画であります。譲受人は町外在住者であります、パネルの管理等は設置業者が行う予定でありますので、周辺への影響はないものと考えます。

申請地は第2種中高層住居専用地域の用途地域内にありますので、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては、宮原職務代理、原委員から意見書をいただいております。

つづきまして、4番、所有権の移転でございます。地図は引き続き2枚目の裏をご覧ください。辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいのGさんが所有いたします、大字伊那富・・・番、地目は畑、面積294㎡を、塩尻市大字広丘高出・・・番地にお住まいのHさんが取得し、太陽光発電施設を新設するための申請でございます。

譲渡人はかねてより農業経営を縮小したいと考えておりました。譲渡人は申請地を取得、太陽光パネル152枚を設置し売電を行う計画であります。譲受人は町外在住者であります、パネルの管理等は設置業者が行う予定でありますので、周辺への影響はないものと考えます。

申請地は第1種住居地域の用途地域内にありますので、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては、宮原職務代理、原委員から意見書をいただいております。

<有賀会長>

それではお願いします。

<宮原職務代理>

4月17日に原委員と私が確認をいたしました。この辺は宅地造成をされていて上水道が町道に埋設されています。畑地になっておりますが、業者が太陽光発電を

するという事です。地主は昨年お父さんが亡くなってお二人に相続された場所を太陽光にするということでございます。問題にするところはないと判断いたしましたのでご協議お願いします。

<中村委員>

それぞれ 112 枚と 152 枚ですが、152 枚のほうが出力が低いんですね？

<宮原職務代理>

立ち会ってパネルの枚数の多いほうが低いと確認してきました。

<有賀会長>

それでは 3 番 4 番あわせて挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

<中畑事務局次長>

5 番、使用貸借権の設定でございます。地図は 3 枚目の表をご覧ください。羽場の案件であります。辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいの I さんが所有いたします、大字伊那富・・・番、地目は畑、面積 130 m²を、辰野町中央・・・番地にお住まいの J さんが借り受け、住宅敷地を拡張するための申請でございます。

貸付人と借受人は親子であり、借受人は、現在妻とアパートで生活しておりますが、将来を考えご実家横へ住宅を新築したい計画であります。ご実家の敷地(宅地)への建築を計画いたしました。が、手狭なため、申請地を転用、住宅敷地を拡張し住宅を新築したい計画であります。宅地とあわせた全体面積は 223.55 m²であります。

申請地はJR羽場駅から概ね 300 メートル以内の農地法第 5 条第 2 項第 1 号ロの(1)の第 3 種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては、福島推進委員、宮澤委員から意見書をいただいております。

<有賀会長>

それでは福島さんをお願いします。

<福島推進委員>

3 月 30 日に宮澤委員と現地を確認してまいりました。地図にもありますけれど、(場所の説明)が福島さんの申請するところがありまして、境もしっかり入っておりますし、下水上水も問題ないと思いますのでご検討をお願いします。

<有賀会長>

この件についてなにか。よろしいですかね？では挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

<中畑事務局次長>

6番、所有権の移転でございます。地図は3枚目の裏をご覧ください。

①辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいのKさんが所有いたします、大字伊那富・・・番、面積30㎡および、大字伊那富・・・番、面積3035㎡、および②辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいのLさん所有の、大字伊那富字・・・番、面積1274㎡、および③箕輪町大字中箕輪・・・番地にお住まいの、Mさん所有の、大字伊那富・・・番、面積1445㎡、および④辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいのNさん所有の、大字伊那富・・・番、面積は1617㎡、および⑤辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいのSさん所有の、大字伊那富・・・番、面積1167㎡、および、大字伊那富字・・・番、面積3046㎡、以上地目は田、計7筆、11,614㎡を

長野市若穂・・・番地の株式会社Oが取得し、事務所を新築するための申請であります。譲受人は、電気設備の設計・施工を行う事業者であり、業務の拡大により、南信地区での事務所建設を計画しておりました。申請地周辺は辰野町が工場誘致を進めており、また伊北ICからも近く、交通の便もよいことから、申請地に新たに事務所を建築したい計画であります。

申請地一体は、工場誘致のため平成18年より、段階的に農振除外を進めてまいりました。申請地につきましては平成20年6月20日および、平成29年3月9日付で農振除外の公告が済んでおります。

周囲は既存の工場および、農地に囲まれておりますが、工場誘致を目指す農地集団と、周辺農地とは法面の段差が激しく、一体的な管理が困難な場所であり、10ha未満の小規模な農地であります。また、宅地や事業用施設が連たんする地域から概ね500m以内でありますので、農地法第5条第2項第1号口の(2)の第2種農地(積極的2種農地)であり、位置的代替性がなく許可はやむをえないと判断いたします。

こちらは、3,000㎡を超える申請でありますので、長野県農業委員会ネットワーク機構の意見をお伺いしたいと思います。

また、3,000㎡以上の開発事業でありますので、都市計画法の開発許可を得る必要があります。平成29年4月19日付で開発行為申請書の提出があったことを確認しております。農地法は他法令と同時審査・同時許可となっておりますので、開発行為の許可が下り次第の許可となります。

この件につきましては、宮澤委員、有賀会長から意見書をいただいております。

<宮澤委員>

ご報告します。4月16日に有賀会長と私と行って確認してまいりました。今事務局から説明がありましたとおり、工業団地の一角になるということで、開発が徐々に進みつつあるということで、境等は問題ないかと思えます。排水のこともいろいろ計画されていると聞きましたので問題ないと思えます。

<事務局 横内>

※補足 別紙図面にて「分断要件」、

ハンドブックにて「積極2種要件(4-19、18)」、「開発行為(4-27)(4-22)」を説明。

<有賀会長>

何か質問ございましたら。今から町が工業団地をやると計画しましたが、遺跡が発掘されたということで手間取って今に至っているわけですが、ようやくこの一角にこういう企業がでてくるのではないかと思いますけれど。それを期待して、工業団地という名目でございますけれど、町が進めていくという計画でいるようですので。

よろしいですか？では挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

<中畑事務局次長>

7番、使用貸借権の設定でございます。地図は4枚目の表をご覧ください。羽場の案件であります。辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいのPさんが所有いたします、大字伊那富・・・番、地目は田、面積488㎡を、箕輪町大字中箕輪・・・番地にお住まいのQさんが借り受け、住宅を新築するための申請でございます。借受人は、現在町外のアパートで生活しておりますが、手狭なためご実家の近隣に住宅を新築したい計画であります。

申請地は特定土地改良事業の施工区域内でありますので、農地法第5条第2項第1号口の第1種農地ですが、集落接続により許可はやむをえないと判断いたします。こちらは農振農用地でありましたが、平成29年3月9日付で農振除外の公告が済んでおります。また、西天土地改良区の意見書も添付されておりました。

こちらは、第1種農地における転用の申請でありますので、長野県農業委員会ネットワーク機構の意見をお伺いしたいと思います。

この件につきましては、有賀会長、福島推進委員から意見書をいただいております。

<福島推進委員>

これにつきましては4月21日に会長さんと私とで現地を確認してまいりました。(場所の説明)の敷地がありまして、家をつくるということで、境も確認いたしました。下水上水がきちんと入っていて、問題ないと思いますのでご審議をお願いいたします。

<有賀会長>

この件についてなにかご質問ございましたら。異議がなければ挙手でお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<中畑事務局次長>

利用権の設定であります。詳細は議案書の通りでございます。

計25件、69筆、面積は64,305㎡です。経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、お願いいたします。

<有賀会長>

この件について何かご質問がありましたら。よろしいですかね。報告のとおりでございますので、よろしくお願いします。次3号議案をお願いします。

【議案第3号、非農地の承認について】

非農地証明の申請であります。地図は4枚目の裏をご覧ください。今回は、辰野町大字樋口・・・番地にお住まいのAさん所有の大字赤羽・・・番、地目は田、面積356㎡について申請がありました。

理由といたしましては、申請地は平成元年5月20日付けで5条の転用許可を受けた隣地と一体的に資材置き場として利用してまいりました。資材置き場として利用を始めてから20年以上が経過しており、農地に復元するのは容易ではなく農地として利用される可能性もないことから、辰野町農業委員会非農地証明事務取扱要領の証明基準に該当し、非農地とすることはやむをえないものと思われまます。この件につきましては、漆戸推進委員、小島委員に現地をご確認いただいております。

<有賀会長>

では漆戸さん、お願いします。

<漆戸推進委員>

それでは説明します。4月20日、小島委員と行政書士の方との立会いで現地を確認しました。現地は地籍調査の杭があり、隣地との境界ははっきりしております。現況は説明のとおりで、28年ほど資材置き場として使われており、農地としての再現は不可能と思われます。以上でございます。ご審議の程よろしくお願いします。

<有賀会長>

この件について何かご質問ございましたら、よろしいですかね。挙手をお願いします。(全員挙手)はい、ありがとうございました。それでは次をお願いします。

報告事項

<中畑事務局次長>

それでは報告事項、(1)専決事項ということでお願いしたいと思います。4月許可決定の4条1件、5条2件については、長野県農業会議から4月14日付けで許可相当の意見答申がありましたので、許可指令書を交付いたしております。

(2)農地法第18条第6項の規定による届出について、合意解約でございますが2件、議案書の通りでございます。添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

報告事項は以上でございます。

<有賀会長>

ではその他お願いします。

- 中村委員、一ノ瀬事務局長退席 -

その他

○えごまの栽培について(事務局 横内)

活動場所:沢底

5/24 午前～ ①チェーンポット(播種)②直播き(畝立て・播種)作業
チェーンポットを作っているニッテンの担当者より指導を受ける。

集合時間・場所等は追って連絡。

持ち物: 畝立て用の道具、作業できる服装

6月以降は総会後に作業実施(都合のつく方のみ)。雨天の場合は延期。

服装に関しては作業着で可。

○地籍調査における地目認定について(事務局 横内)

小野地区に関し、現在の登記地目が田畑となっている土地につき、地籍調査後の地目が変更になるため確認をお願いしたい旨の通知あり。

小野地区担当の中村委員・中村推進委員にて、6月総会時までには現地を確認。

○次回委員会開催日:6月7日(水) 午前9時00分から 役場1階第2会議室

(閉会)

<宮原職務代理>

いろいろ協議する事がありました。以上をもって閉会といたします。ご苦労様でした。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

平成 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印